

令和８年度鹿児島市立斎場残骨灰の売却仕様書

この仕様書は、鹿児島市立斎場残骨灰売却（以下「本業務委託」という。）の概要を示すもので、その他軽微なもの又は本書に記載のない事項であっても、鹿児島市が業務上必要と認めた作業は、買受者は実施しなければならない。

買受者は、受託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって、誠実かつ良心的に委託業務を実施するものとする。

また、一連の処理にあたっては、遺族の宗教的感情を尊重し、丁寧かつ誠実に行うとともに、自然環境に悪影響を及ぼすことがないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

１ 件 名

令和８年度鹿児島市立斎場残骨灰の売却

２ 業務概要

買受者は、鹿児島市立北部及び南部斎場から発生した霊灰（残骨灰等）を「墓地、埋葬等に関する法律」に鑑み、収集運搬、分別、中間処理をそれぞれ関係法令に基づき適正に行った後に、慰霊設備のある適切に整備された最終埋葬地に埋蔵・供養し、鹿児島市に報告するとともに、買受けた残骨灰量に応じた金額を支払うものとする。

３ 契約期間

契約締結日から令和９年３月１日まで

４ 契約方法

単価契約（単位 円／１０ｋｇ）とする。

５ 対象残骨灰

（１）売却物件

令和７年１０月１日から令和８年９月３０日までに発生した残骨灰

（※搬出は、契約の日から令和８年１０月３０日までとする）

【参考】昨年度実績

令和６年１０月１日から令和７年９月３０日までの残骨灰発生量（残骨灰のみ）

- ・ 火葬件数 ７，６１０件
- ・ 発生量 ２０，７３０ｋｇ

(2) 保管場所及び引渡場所

北部斎場 鹿児島市小山田町6075番地

南部斎場 鹿児島市上福元町6945番地の1

(3) 内訳

火葬・収骨後の残骨灰及び釘、ステン、人工骨（チタン製）、ボルト、金具等の有価物、その他副葬品等の灰等

※残骨灰は、収納袋（材質：ポリエチレン 寸法：1200mm×1100mm）で霊灰塔に保管済み。釘、ボルト、金具等は段ボール箱詰め（寸法：W300mm×D250mm×H70mm）

(4) 用語の定義

残骨灰とは、遺族等による収骨後に残された残骨や灰等全てを指す。

残骨とは、残骨灰に含まれるお骨を指す。

灰等とは、残骨灰に含まれる残骨以外を指す。

6 売却金の予納及び確定金額

(1) 本契約締結後、次のとおり算定する予納金額について、残骨灰の受渡前までに、鹿児島市からの請求に基づき、納入するものとする。

予納金額（1円未満切捨て）＝予定重量（20,000kg）× 契約単価×消費税率

(2) 売却金の確定金額は、次のとおりとする。

確定金額（1円未満切捨て）＝実売却重量×契約単価×消費税率

(3) その他の支払条件等については、令和7年度鹿児島市立斎場残骨灰売却契約書及び関係法令に基づくものとする。

7 売却金の精算

売却金の精算は、次のとおり、報告書提出後に行うものとする。

(1) 確定金額が予納金額を上回った場合

鹿児島市からの請求に基づき、鹿児島市が定める期日までに、買受者はその差額分を納入する。

(2) 確定金額が予納金額を下回った場合

鹿児島市が買受者にその差額分を還付する。

8 実売却重量及び計量方法

(1) 実売却重量は、鹿児島市が指定する計量法の規定に基づく（北部清掃工場におけるトラックスケール）特定計量器によって、鹿児島市職員及び買受者双方で確認のうえ計量した搬出時の残骨灰を積載したトラック重量から、鹿児島市及び買受者双方で確認のうえ計量した搬出前のトラック重量を引いた重量とする。重量は、特定計量器に表示された1

0 kg 単位とする(五捨六入)

- (2) 特定計量器の載台寸法(巾：2.6m 長：7.4m)におさまる車両を使用することとし、車両と残骨灰を合わせた重量が30tを超える場合は回数を分けて運び出すこと。
※載台寸法を越えた車両を使用した場合は正確に測量できない。車両と残骨灰の総重量が30tを越えた場合は特定計量器がエラーになるため超えないようにすること。
- (3) 実売却重量には収納袋と段ボール箱の重さを含むものとする。

(参考)令和7年度実績

- ・収納袋 511袋(1袋：303g)
- ・段ボール箱 122箱(1箱：412g)

9 収集運搬及び処理基準

(1) 収集運搬

- ア 残骨灰の収集運搬は、各種関係法令に準じた取扱いとし、適正に行うこと。
- イ 搬出の日時については、両斎場と協議のうえ決定し、搬出すること。
- ウ 残骨灰の取扱いにあたっては、丁寧を旨として適正かつ不敬のないように細心の注意を払うこと。収納袋等が破損した場合は買受者の責任とし、適切に対応すること。
- エ 運搬する車両には飛散防止対策を講ずること。
- オ 運搬ルートについては、事前に鹿児島市から買受者へ提示し、双方協議のうえ決定すること。
- ※運搬時は鹿児島市職員も別車両にて同行します。
- カ 搬出作業終了後は、霊灰塔内の清掃を行うこと。
- キ 搬出時は斎場職員の指示に従い、火葬業務に支障をきたさないよう作業すること。

(2) 処理基準

- ア 残骨灰は、自社所有(賃貸物件も含む)施設において、残骨と灰等に区別し、有害物質の除去等、適正な処理(中間処理)を行うこと。
- イ 上記処理を行った後の灰等は、関係法令等に基づき適切に処分すること。
- ウ 残骨灰は、遺族の感情に配慮し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないように「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に従って取り扱い、周囲の環境を汚染しないよう最終埋蔵地に埋蔵すること。また、最終埋蔵地には、受託した残骨灰の容量を満たす容積の埋葬場所を受託者の責任のもとに確保すること。
- エ 残骨については、一部を鹿児島市内の慰霊設備のある適切に整備された最終埋葬地に埋蔵・供養することとし、事前に鹿児島市の承認を得ること。
- オ 残骨灰の処理から発生した有価物(金属屑等)は、買受者の所有とし、買受者はその量を記録すること。
- カ 残骨灰の処理過程で検出された有害物質及び有価物等の抽出物の種類及び数量については、業務実績報告書に記載して報告すること。

キ 残骨灰等から有害物質が検出された場合、各種関係法令に基づき除去処理を行うこと。

10 業務実績報告書

収集運搬から埋蔵までの残骨灰等の処理業務が完了した時は、収集については斎場ごとに記入し、その他については両斎場合算した事項を記載した業務実績報告書に、必要な書面・写真等を添付して速やかに提出すること。

(1) 業務実績報告書記載事項【報告書2・3該当】

- ア 収集日時、残骨灰発生量(搬出前・搬出後測量結果)、搬出品目 等
- イ 処理処分施設(中間処理・回収・最終処分施設)等の名称・所在地
- ウ 処理処分日、処理(埋却)量(処理処分施設毎に記載し、かつ、処理前と処理後の量を残骨と灰等の種別ごとに明記すること)、処理方法・処理内容
- エ リサイクル処理(回収)量(有価物等の種類・回収(分別)量)
- オ 有害物質の測定・除去結果
- カ それぞれの品目の最終形態【報告書4該当】

(2) 書面・写真等

- ア 収集運搬から埋葬(埋却)までのそれぞれの状況の書面、写真等(処理処分の工程(フローチャート)・内容・状況が分かるもの)【報告書1該当】
- イ 処理処分等を他の業者に委託した場合は、当該処理処分等に係る委託契約書の写し又は処理処分に係る証明書(納入伝票等)
- ウ 最終埋葬地の慰霊設備に係る写真・慰霊関係書類(永代供養証明書の写し等)
- エ その他自主管理を行った書類(各種検査結果等)
- オ 最終埋葬地での慰霊(お参り)を望む遺族の方に対する最終埋葬地の場所、連絡先等を記載した案内書(パンフレット等)

11 立入調査等

本仕様書の記載事項について適正に行われていることを確認するために、鹿児島市は必要な時にいつでも買受者の施設内、最終処分先等への履行確認、立入調査及びその他事情聴取、書類審査ができるものとする。買受者は、鹿児島市が履行確認等を行う場合には、それに協力するとともに、最終処分先の調整や立会等も含め、買受者の責において誠実に対応しなければならない。

12 引渡諸経費

売却物件の引渡しにかかる諸経費は、買受者の負担とする。

13 残骨灰の引取開始日5日前までに提出する書類

これらの書類を5日前までに提出し、鹿児島市より承認を得ること。

- (1) 「責任者・作業従事者名・使用車両等届」(様式任意)
- (2) 売却物件の分別・再資源化を行う施設及び工程の概要(様式任意)
- (3) 本売渡契約に係る残骨を埋蔵する墓地又は納骨堂の概要及び買受者が同墓地等に埋蔵することができることを示す書面(契約書、協定書、永代供養の証等)の写し

14 その他

- (1) 買受者は、引渡場所、鹿児島市の機材、備品類、計量器等を使用する際、善良なる管理者の注意義務を負うものとする。
- (2) 残骨灰の品質等について買受者、その関係者、第三者等が鹿児島市に対して異議を行うことは一切認めないものとする。
- (3) 本仕様に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、双方協議して決めるものとする。